

山形県立高等学校PRコンテンツ企画・制作業務委託 企画提案募集要領

本募集要領は、山形県立高等学校PRコンテンツ企画・制作業務委託を委託するにあたり、提案能力に優れた者を公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)により選定するための手続き等に関し必要な事項を定めるものである。

1. 本プロポーザルが対象とする業務名

山形県立高等学校PRコンテンツ企画・制作業務

2. 委託業務の概要

(1)業務内容

別添「山形県立高等学校PRコンテンツ企画・制作業務委託基本仕様書」(以下「仕様書」という)による。なお、契約時の仕様書は今回の提案の内容を踏まえ修正するものとする。

(2)業務委託期間

契約締結日から令和9年2月 28 日まで

(3)事業実施主体

山形県教育局高校教育課教育DX推進室

(4)提案上限額

4, 999, 500円(消費税及び地方消費税を含む。)

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 山形県税(山形県税に附帯する外収入を含む。)及び消費税を滞納していないこと。

(3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること(加入する義務のない者を除く。)

(4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第 167 条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)

イ 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められる者

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 山形県内に事業所(本店、支店又は営業所等)を有すること。

4. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 公募要領等に定めた参加資格が備わっていないとき
- (2) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募要領等で示した要件に適合しないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (5) 提案の内容が提案上限額を上回るとき
- (6) その他、山形県教育局高校教育課教育DX推進室が設置する企画審査会において不適切と認められたとき

5. 企画提案に関する質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問票(様式1)に必要事項を記入の上、件名を「山形県立高等学校PRコンテンツ企画・制作業務委託への問合せ」として、「12 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより提出すること。

(2) 質問受付期限

令和8年3月 19 日(木) 午後1時まで

(3) 回答方法

質問への回答は、企画提案参加の申込があった全事業者に、原則として電子メールにより行う。
ただし、各社の独自企画に関わること等については、当該質問者のみに回答するものとする。

6. 参加申込

本企画提案への参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること

(1) 提出書類

提出書類	留意事項
① 参加申込書(様式2)	データは原則PDF形式で提出すること。
③ 誓約書(様式3)	
④ 会社概要(様式4) ※併せて会社概要パンフレット等を添付すること。	
⑤ 類似業務受託実績(様式5)	

(2) 提出先

「12 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより提出すること。

(3) 提出期限

令和8年3月 26 日(木)午後1時(必着)

(4)参加資格確認結果

参加に必要とされる要件を確認した後、結果を3月30日(月)まで電子メールで通知する。

7. 企画提案書の提出

本要領、別添「仕様書」に基づき、次により企画提案書を作成すること

(1)提出書類

提出書類	留意事項
ア 企画提案書	データは原則PDF形式とすること。 ウについて押印不要。見積価格の詳細の積算(様式任意)を添付すること。
イ 業務実施体制(様式6)	
ウ 見積書(様式7)	

(2)提出先

「12 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより提出すること。

(3)提出期限

令和8年4月2日(木)午後1時まで

なお、期限までに提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。

(4)企画提案書の内容

ア 企画提案書(プレゼンテーションの流れ)は下表の構成とすること。

なお、本業務の具体的な内容については、仕様書に記載のとおりであるが、記載の内容に追加して実施することがあれば併せて提案すること。追加提案については、事業費(委託上限額)の範囲内で実施するものであること。

提案項目	企画提案事項
基本事項	
(ア) 会社概要(様式4)	・会社概要について、企画提案書とは別に様式4で示すこと
(イ) 業務受託実績(様式5)	・事業者としての業務受託実績を企画提案書とは別に様式5で示すこと
(ウ) 業務実施体制及び業務従事者の業務実績(様式6)	・業務従事者の業務実績について、企画提案書とは別に様式6で示すこと ・業務従事者の長期不在や不測の事態に備えた代替要員についても記載すること
提案事項	
(1) 業務方針についての提案	・企画提案が本委託業務の目的・趣旨を十分に理解し、事業全体の成果が期待できる提案となっていること
(2) 県立高校紹介動画についての提案	・動画全体および各動画の構成が論理的かつ分かりやすくなっていること ・中学生及びその保護者等にとって理解しやすく、訴求力のあるストーリー設計となっていること ・複数動画を制作する業務内容に対し、整理された企画提案となっていること ・映像表現、編集手法、演出等において効果的な工夫が見られる提案となっていること ・提案内容から完成イメージを具体的に想起できるものであること
(3) 山形県立高等学校ポータルサイトの周知についての提案	・中学生及びその保護者等が興味関心を引く動画、広告の提案になっていること ・広告に関するKPI(目標値)の提案が効果的かつ妥当性があること ・広告等の目標設定や、運用、効果測定等について、具体的な提案になっていること
(4) 業務管理についての提案	・進捗、予算等の業務管理および危険管理について、明確に示された提案になっていること ・スケジュール管理および進行方法が現実的であること
(5) その他必要と思われる事項	・本事業を進めるにあたり、上記の提案以外に必要な事項があれば提案すること

- イ 企画提案書は、任意様式でA4判縦、両面、横書きとする。
ただし、図表等については、必要に応じてA4判横でも可とする。
表紙、目次を除き、15 ページ以内とすること。
- ウ 企画提案書には、表紙を付け、事業者名、担当者の氏名及び連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を記載すること。また、ページ番号を付し、表紙の後に目次を入れること。
- エ 添付書類は、必要最小限とし、企画提案書との関連を分かりやすく表示すること。

7. 審査及び優先交渉権者の決定に関する事項

- (1) 山形県教育局高校教育課教育DX推進室が設置する企画審査会において、別紙「山形県立高等学校PRコンテンツ企画・制作業務公募型プロポーザル方式による企画提案審査要領」に基づき、提案書類及び提案者からのプレゼンテーションにより審査を行う。審査の結果、評価点数の合計が最も高い者を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。
ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。
- (2) プレゼンテーションは、本業務の統括責任者又は作業責任者として業務に従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行うこと。なお、プレゼンテーションに参加できる人数は5名以内とし、業務従事者個々の力量を発揮したプレゼンテーションに努めるものとする。
- (3) 企画審査会の日時等及び審査結果については、別途、各参加者に対し電子メールにより通知する。
- (4) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。提案者がいない場合には、一旦企画提案募集を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

8. 企画提案書等に係る著作権その他の扱い

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。
- (2) 応募できる提案の数は、1参加者につき1件とする。
- (3) 提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の再提出及び差替えは認めない。
- (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属する。
- (6) 公募型プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において、県が必要とするときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。
- (7) 企画提案書等の応募書類については、山形県情報公開条例(平成9年 12 月県条例第 58 号)の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (8) 企画提案書等の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに電子メールにより報告すること。
- (9) この公募及び契約については、県の都合により変更・中止する場合がある。

9. 契約締結

- (1) 審査結果に基づき、委託契約者となる候補者(以下「受託候補者」という。)と県との間で協議を行い、業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議する。この際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。

- (3) 受託候補者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は受託候補者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約手続きは行わず、企画審査会において次点の評価を受けた応募者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととする。
- (5) 委託の内容は、締結される委託契約書によるものとする。
- (6) 委託業務に係る契約手続等は、「12 担当窓口・提出先」に定める担当において行う。
- (7) 契約締結により県と合意に達した受託者は、契約締結の日までに契約保証金(契約金額の100分の10に相当する金額以上の額)を納めるものとする。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。
- (8) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ県と協議のうえ、県の承認を得たうえで変更することができるものとする。
- (9) 受託者に、受託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利を県に移転する。

10. その他留意事項

- (1) 企画提案者は、本企画提案により直接又は間接に知り得た情報について、参加申込書(様式2)に記載の事項を遵守すること。
- (2) 本企画提案に要する経費は全て提案者の負担とする。
- (3) 業務実施体制に記載した予定担当者は、原則として、変更できない。なお、退職、病気等でやむを得ない場合は、県の同意を得て同等以上の者に変更できるものとする。
- (4) 本募集要領に記載のない事項については、県の指示によること。

11. スケジュール(予定)

内容	日程	提出書類
企画提案募集開始(県)	2月27日(金)	
質問受付期限	3月19日(木)午後1時	質問票(様式1)
参加申込書等提出期限	3月26日(木)午後1時	ア 参加申込書(様式2) イ 誓約書(様式3) ウ 会社概要(様式4) エ 業務受託実績調書(様式5)
参加資格確認結果通知日(県)	3月30日(月)	
企画提案書等提出期限	4月2日(木)午後1時	ア 企画提案書(任意様式) イ 業務実施体制(様式6) ウ 見積書(様式7)及び 積算内訳(任意様式)
企画審査会(プレゼンテーション)実施日	4月中旬 別途通知	
企画提案審査結果通知(県)	4月中旬 別途通知	
見積合わせ	5月上旬 別途通知	

契約予定日	5月中旬 別途通知	
-------	-----------	--

12. 担当窓口・提出先

山形県教育局高校教育課教育 DX 推進室

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

電話番号:023-630-2409

E-mail:ict-edu@pref.yamagata.jp